

キャッシュカードによる現金払戻し限度額の一部制限について

しのめ信用金庫は、高齢者等を狙った詐欺被害防止のための対策として、キャッシュカードによる ATM での現金払戻し取引に対し、平成30年12月20日より一部制限を設けることといたしました。

具体的には70歳以上の個人のお客様で、過去3年間キャッシュカードによる ATM での現金払戻しを行ったことがない口座に対し、キャッシュカードによる1日当たりの現金払戻し限度額を「10万円」に制限いたします。

※ ただし、当該条件に合致するお客様でも、当金庫窓口または ATM において、1日当たりの ATM での現金払戻し限度額をご変更された場合は制限対象にはいたしません。

警察官や金融機関職員を名乗ってキャッシュカードを騙し取り、ATM で預金を引き出すなど、高齢者を狙った詐欺が高度化してきていることから、当金庫では、当該詐欺被害の更なる防止強化を図るため、この措置を講じることといたしました。

本件に関しましての詳細内容、ご不明点等につきましては、店舗窓口にお問い合わせ願います。

以上